

運 免 第 1 0 1 9 号
令 和 3 年 2 月 8 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

特定取消処分者に係る運転免許試験の一部を免除する制度の運用について
道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第5号は、一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された者が、その後、病気等の回復により受けていた免許を取得（以下「再取得」という。）しようとする際の負担軽減措置として、当該者が一定の要件を充たした場合は、運転免許試験（以下「免許試験」という。）の一部（自動車の運転について必要な「技能」及び「知識」に係るもの。以下同じ。）を免除することを規定している。

この再取得に係る免許試験の一部を免除する制度の運用については、「特定取消処分者に係る運転免許試験の一部を免除する制度の運用について」（平成27年5月20日付け青警本運免第264号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、様式の押印を廃止するなど所要の改正を行い、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出をもって旧通達は廃止する。

記

1 特定取消処分者に係る免許試験の一部を免除する制度の内容

一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者で、その者の免許が取り消された日から起算して3年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）が、それぞれの免許申請時の年齢に応じて、法第97条の2第1項第3号イ、ロ、ハに掲げる講習（以下「特定取消処分者講習」という。）のいずれかを受講した後に免許申請を行った場合は、免許試験の一部を免除する制度である。

2 運転適性相談及び受験資格調査の実施

特定取消処分者に係る運転免許試験の一部の免除を受けるためには、

- 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者で、その者の免許が取り消された日から起算して3年を経過していないこと。
- 当該取消しを受けた日前の直近においてした質問票の提出に虚偽の記載をした

者でないこと又は道路交通法第101条の5の規定による報告に虚偽の報告をした者でないこと。

- 「一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けたため、違反行為等を理由とする免許の取消しを受けなかった者」に該当しないこと。
- 「基準該当初心運転者で、再試験を受けるべきであったにもかかわらず、一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けたため、再試験を受けなかった者等」に該当しないこと。
- 取り消された免許の処分理由が消滅していること。
- 欠格期間が終了していること。

が条件となることから、これらの有無を判断するために、受験資格調査に適切に対応するほか、運転適性相談を確実に実施し、適性相談の結果、自動車の安全な運転に支障がないと認められたときは、運転適性検査業務取扱規則（昭和42年3月青森県公安委員会規則第2号）第9条第4項に定める運転適性相談終了書を交付すること。

また、運転適性相談終了書は、運転免許試験申請時等に提示するよう教示すること。

3 特定取消処分者講習の区分

- (1) 免許申請時の年齢が75歳以上の者（法第97条の2第1項第3号イ）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第26条の3に規定する講習予備検査（認知機能検査）及び当該検査の結果に基づいて行う法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習

- (2) 免許申請時の年齢が70歳以上75歳未満の者（法第97条の2第1項第3号ロ）

法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習

- (3) 免許申請時の年齢が70歳未満の者（法第97条の2第1項第3号ハ）

法第108条の2第1項第11号に規定する、法第92条の2第1項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

4 上記3(3)の者に係る特定取消処分者講習受講申請時の留意事項

本県では、上記3(3)の講習内容が更新時講習と同様であることにかんがみ、県民の利便性を向上させる観点から、青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）第2条第3項第3号において、免許証の更新事務を行っている警察署（以下「警察署」という。）においても、この講習を受講することができる旨を規定しているが、警察署において受講したい旨の申し出があったときは、次の事項に留意されたい。

- (1) 運転者区分の確認

特定取消処分者講習は、免許申請する日前に受講することが原則であり、警察署で受講する場合は、運転免許課試験担当係に照会の上、申請者の運転者区分を

確実に確認し、申請先警察署における特定取消処分者講習の受講可否を確認すること。

(2) 講習受講日の慎重な指定

特定取消処分者に係る運転免許試験の一部免除の適用を受けるためには、その者の免許が取り消された日から3年を経過しないものでなければならないなどの厳格な期間要件が定められている。

このため、後日の講習日を指定することによって、期間要件を欠くこととなるおそれがある場合などは、青森県運転免許センター、弘前自動車運転免許試験場又は八戸自動車運転免許試験場（以下「申請日受講可能施設」という。）において免許申請を行うことが、本人にとっても有益と考えられることを説明し、申請日受講可能施設での免許申請を勧められたい。ただし、所要の説明を行ったにもかかわらず、なおも警察署での受講を希望し、かつ、期間要件を欠くおそれが認められない場合に限り、受講させるものとする。

(3) むつ自動車運転免許試験場における留意事項

むつ自動車運転免許試験場は、免許申請の受付日は特定取消処分者講習を実施していないことに留意されたい。

よって、むつ自動車運転免許試験場においては、免許申請する日前に受講することが原則であり、上記(2)と同様の対応をすること。

(4) 受講申請及び受講事実の証明等

ア 受講申請

受講申請は、「特定取消処分者講習受講申請書」（県規則別記様式第34号の3）を提出させて行わせること。

イ 受講事実の証明

別記様式「特定取消処分者講習受講確認書」の受講確認印欄に「更新時講習受講済み」のゴム印を押印し、当該確認書を交付するものとするが、当該「確認書」は、免許申請時に提出するものであることを確実に教示すること。

ウ 「特定取消処分者講習受講申請書」の速やかな送付

受理した「特定取消処分者講習受講申請書」は、上記イ記載の「特定取消処分者講習受講確認書」の写しとともに、速やかに運転免許課長あてに送付すること。

5 その他

(1) 申請日受講可能施設での申請

特定取消処分者講習未受講の者が、申請日受講可能施設で免許申請を行った場合は、外形上は特定取消処分者講習受講済みであることの要件を欠くこととなるものの、申請日に特定取消処分者講習を受講することを前提としており、制度の趣旨が再取得時の負担軽減を目的とするものであることにかんがみ、当該特定取

消処分者の免許申請を受理することとしているので、誤りのないようにすること。

(2) 特定取消処分者としての期間要件の満了日が切迫した者への教示事項

特定取消処分者としての期間要件の満了日が直前の者であっても、特定取消処分者講習の受講が要件であることに変わりはないことから、このような者からの問い合わせに対しては、「期間要件の満了日前に申請日受講可能施設で免許申請を行う必要があること」を確実に教示すること。

なお、70歳以上の特定取消処分者については、指定講習機関が行う高齢者講習等の受講が義務付けられており、当該講習を直ちに受講するのは困難な場合があることから、運転免許課試験担当係に連絡し、高齢者講習の受講について調整を図ること。

(3) 参考資料

参考資料1「特定取消処分者の運転適性相談・受験資格調査から運転免許試験の一部免除までの流れ」及び参考資料2「特定取消処分者に対する運転免許試験の一部免除等事務処理の流れ」を末尾に添付するので、執務の参考とされたい。

担当 運転免許課 試験教習所係

特定取消処分者講習受講確認書

年 月 日

殿

取扱警察署

警察署

道路交通法第108条の2第1項第11号の規定による特定取消処分者講習を下記のとおり受講したことを確認しました。

運転免許試験申請時に、申請窓口へ提出してください。

受講年月日

年 月 日

受講者

住所
氏名
生年月日

受講種別

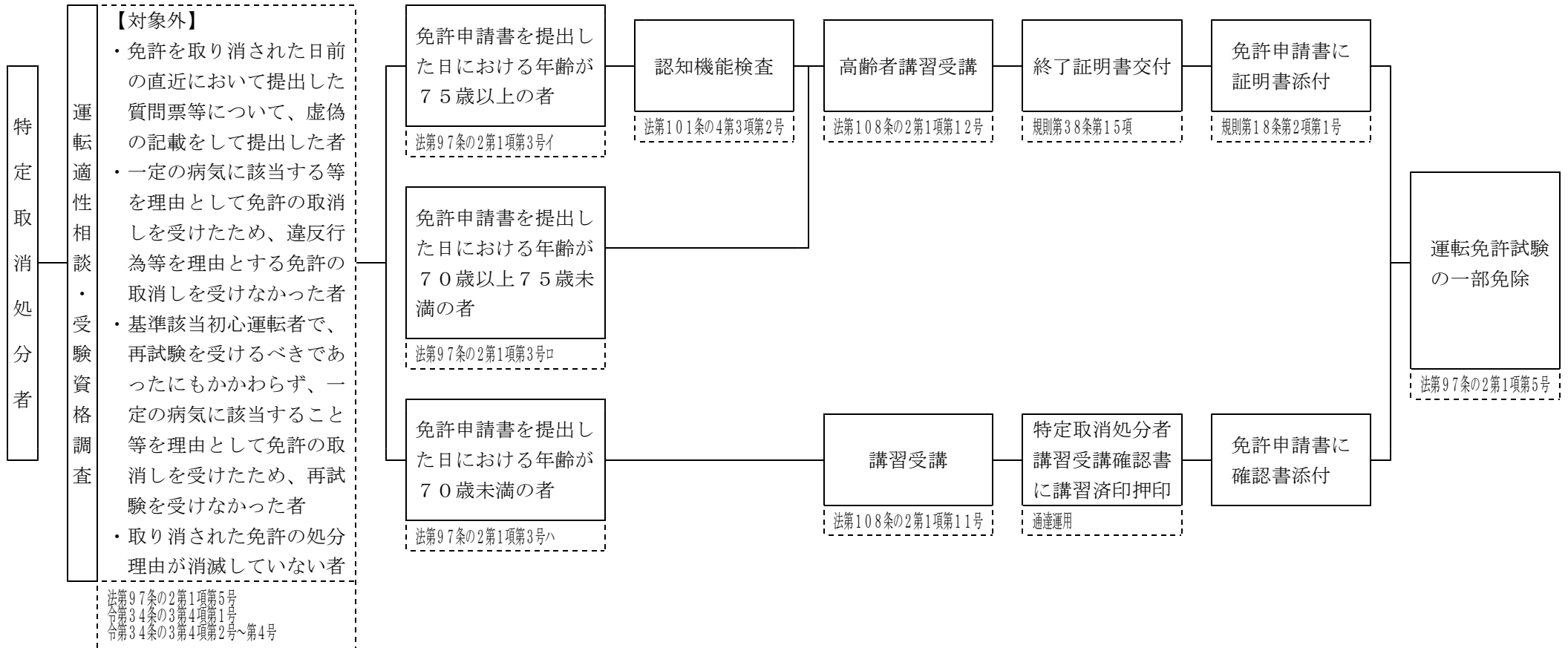
 優良 一般 違反 初回

受講確認印

作成者

警察署
階級 氏名

特定取消処分者の運転適性相談・受験照会から運転免許試験の一部免除までの流れ



特定取消処分者に対する運転免許試験の一部免除等事務処理の流れ

